

福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 福岡県がんばる商店街応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

（補助金の交付の目的）

第2条 この補助金は、後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題に直面している商店街に対し、その課題解決に向けた取組に要する経費の一部を補助することにより、商店街の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。

（2）「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。

（ア）商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。

（イ）法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（ウ）（ア）又は（イ）に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（3）「民間事業者」とは、当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。

（ア）資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者である場合

（イ）交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者である場合

（4）この要綱において、「補助事業者」とは、商店街等組織又は民間事業者であって、第4条各号に掲げる事業を行う者をいう。

（補助対象団体）

第3条の2 この補助金の対象となる団体は、前条第4号に定める補助事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、補助事業者としない。

（1）暴力団

（2）暴力団員が役員となっている団体

（3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

（補助金の交付の対象）

第4条 補助金は、補助事業者が次に掲げる取組に係る事業を実施するために必要な経費であって、別表1「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとし、予算の範囲内において交付する。

（1）商店街の地域力向上

（2）商店街の安全確保対策

(3) 商店街の賑わい創出

(補助率等)

第5条 県が補助事業者に交付する補助金の額は、市町村が補助事業者に対し補助する額の同額以内であって、かつ、別表2「補助率及び補助限度額」に定める補助率により算出した額又は同表に定める補助限度額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、規則第4条に規定する交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 規則第6条に規定する交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

4 知事は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消)

第7条の2 知事は、補助事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第3条の2第2項に規定する団体であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する知事が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の内容等の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは経費の配分の変更をしようとするとき、又は補助金の額の変更を受けようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業の内容の変更

事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと知事が認めたとき。

(2) 経費の配分の変更

別表「補助対象経費」の目相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更であるとき。

2 第7条の規定は、前項の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号

による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに様式第 5 号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 12 条 規則第 11 条に規定する状況報告は、様式第 6 号によるものとし、補助事業を行う会計年度の 9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、当該年度の 10 月 31 日までに報告するものとする。ただし、当該年度の 9 月 30 日までに補助事業を完了又は廃止したときを除く。

（実績報告）

第 13 条 規則第 13 条に規定する実績報告は、様式第 7 号によるものとし、その期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日）から 15 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条に規定する報告書を受領した場合において、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して様式第 8 号による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

（補助金の返還期限）

第 15 条 規則第 17 条第 1 項又は第 2 項に規定する補助金の返還の期限は、当該返還命令の日から 20 日以内とする。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第 16 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は様式第 9 号による請求書を、補助金の精算払を受けようとする場合は様式第 9 号の 2 による請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の一部又は全部について概算払又は精算払するものとする。

（補助金に係る経理）

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第 10 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、

補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 取得財産等のうち、規則第20条第2号の規定による知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第11号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他必要な事項）

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和9年度までの事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の福岡県商店街の課題解決チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、改正後の福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度から令和9年度までの補助金について適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費		
取組区分	経費区分	補助対象経費
（１）商店街の地域力向上 後継者対策、タウンマネージャーを活用した商店街構想策定、空き店舗への新規開店の促進など、商店街の地域力向上に関する取組 （２）商店街の安全確保対策 老朽化した商店街共同施設の改修、アーケードの撤去（まちづくり計画等の一環として行うものに限る）、防犯カメラの設置、防火対策など、商店街の来街者増加につながる、安全確保対策に関する取組 （３）商店街の賑わい創出 集客イベントの開催、ホームページやPR動画の作成、インバウンド集客の取組など、商店街の賑わい創出に関する取組	ハード	左記（２）の取組に係る商店街共同施設及び設備等の取得、設置及び改修に要する経費（アーケードの撤去の場合は、撤去に要する経費）。ただし、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計監理に要する経費、システム設計に要する経費を除く。
	ソフト	左記（１）～（３）の取組に係る事業の実施に要する経費であって、別表 1－2 に掲げるもの。

※取組区分、経費区分（ハード・ソフト）ごとに申請書は提出すること。

経費区分(ソフト)の補助対象経費

補助対象経費		経費支出基準
目	節(内容)	
謝 金	委員等謝金	当該事業を実施するため、補助事業者が有識者等外部の者を委員等とした場合の委員会等の謝礼として支払われる経費。 ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者、地元商店街関係者は対象としない。
旅 費	委員等旅費	補助事業者の委嘱した委員等が委員会等の出席のために旅費として支払われる経費
	職員旅費	補助事業者の職員が当該事業を遂行するための旅費として支払われる経費
事業費	会 議 費	委員会・セミナー等を開催する場合の開催経費。 ただし、弁当等食事とみなされるものについては対象としない。
	会 場 借 料	委員会等を開催する場合の会場費として支払われる経費。
	専門人材活用 支 援 費	タウンマネージャー等、専門人材活用に必要な経費。 ただし、活動経費は対象としない。
	店舗等賃借料	事業を実施する空き店舗及び土地の賃借料として支払われる経費 ただし、敷金や保証金等は対象としない。
	内装・設備・施工工事費	本事業を実施するために借り上げた空き店舗等の内装・設備・施工工事に要する経費。 ただし、当該経費は当該事業の遂行にあたって必要最小限のものとする。
	無体財産購入費	意匠権、商標権等の無体財産の購入に要する経費。
	インターネット契約料・使用料	インターネット接続業者(プロバイダー)との契約並びに接続サービスに要する経費
	回 線 使 用 料	電話、FAX等の回線使用料。電話加入権等は対象としない。
	通 信 運 搬 費	郵便代、運送料として支払われる経費
	広 報 費	本事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝の経費
	イ ベ ン ト 費	本事業を効果的に実施するためのイベントの開催のための経費 ただし、飲食や景品等に係る経費は対象としない。
	借 料 ・ 損 料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費
	備 品 費	什器等の備品の購入に要する経費 ただし、当該経費については原則としてリース又はレンタルで対応することとし、リース又はレンタルよりも購入の方が費用対効果等の観点から特に効果的であって、補助事業終了後も適切に管理できる場合に限り、購入に要する経費を対象とすることができる。
	消 耗 品 費	消耗品費。景品・記念品・食材等は対象としない。
	委 託 費	事業の運営、事業の分析・評価等、補助事業者で実施することが困難なため、専門的知見等を有する者に対して、委託するために支払われる経費 なお、事業の全部を委託する場合は本事業の対象としない。
	通 訊 料	通訊に要する経費。
	翻 訳 料	文章等の翻訳に要する経費。
	交 通 費	補助事業者の職員等が使用する当該事業の実施に必要な公共交通機関の利用のための経費
	雑 役 務 費	本事業の運営に必要な補助的業務を行う者に対するアルバイト代として支払われる経費。
	原 稿 料	本事業の報告書等の原稿の作成に要する経費。
	印 刷 製 本 費	本事業の報告書等を印刷するために支払われる経費。

※1 補助対象となる経費は、本事業の遂行に必要な以上の経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。

なお、本基準以外の支出を行う場合には、知事の下命を得ることとする。

2 本事業の実施によって利用料等の収入がある場合には、当該収入を本事業に必要な経費に充当することができる。

3 光熱水費、支出に伴う振込手数料等は対象としない。

別表 2（第 5 条関係）

補助率及び補助限度額

補助率	補助限度額
補助対象経費の 3 分の 1 以内	5, 0 0 0 千円

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所
名 称
(フリガナ)
代表者の氏名 署名または押印
生 年 月 日

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付について、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

※取組区分、経費区分（ハード・ソフト）ごとに申請書は提出すること。
記

1 補助事業の内容

別紙1「事業計画書」のとおり

※経費区分（ハード）については別紙1-1、経費区分（ソフト）については別紙1-2を添付すること。

2 補助金交付申請額

金 円

3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担割合

総事業費	補助対象経費	負担区分			
		補助金申請額	市町村負担額	補助事業者負担額	その他

※その他の名称（ ）

4 補助事業の経費の配分

別紙2「経費配分書」のとおり

※経費区分（ハード）については別紙2-1、経費区分（ソフト）については別紙2-2を添付すること。

5 補助事業完了予定日

年 月 日

6 添付書類

- ①補助事業者の総会資料（前年度の事業報告書、本年度の事業計画、収支予算（案）等）
- ②補助事業者の定款（会則）
- ③当該事業の実施を決議した総会又は理事会の議事録の写し
- ④商店街の位置図、配置図
- ⑤商店街の状況がわかる写真
- ⑥役員名簿（別紙3）
- ⑦その他参考資料

(注) 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、補助金交付申請額の下に次の算式を明記すること。

補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額

事業計画書（ハード）

1 補助事業の名称

2 商店街の課題

3 補助事業の目的

4 補助事業の内容

（1）設置施設の名称

（2）施設の内容・規模

※設計図を添付すること

（3）設置場所

（4）実施スケジュール

着工時期：

完工時期：

（5）事業費の財源内訳

※補助金、賦課金、借入金、協賛金等について記入

5 予想される効果及び数値目標

事業計画書（ソフト）

1 補助事業の名称

2 商店街の課題

3 補助事業の目的

4 補助事業の内容

①委員会等開催

	開催回数	実施体制	検討項目
委 員 会			
作 業 部 会			

（注）実施体制欄には委員会及び作業部会を構成（予定）する委員等の氏名等を記入すること。

②事業内容

取組区分	予定期間	事業内容（具体的に）

（注）取組区分には、商店街の地域力向上、商店街の安全確保対策、商店街の賑わい創出の別を記載のこと。

5 予想される効果及び数値目標

経費配分書（ハード）

（単位：円）

事業名	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金申請額	備考
合 計				

※設置物ごとに区分して記入すること

※見積明細書の写しを添付すること

経費配分書（ソフト）

（単位：円）

補助対象経費の区分		補助事業に 要する経費	補助対象と なる 経 費	補助金 申請額	備 考
目	節				
謝 金	委 員 等 謝 金				（注） 補助対象となる経費 については、各々の 積算明細を備考欄に 記載又は別紙資料と して添付すること。
旅 費					
	委 員 等 旅 費				
	職 員 旅 費				
事 業 費					
	会 議 費				
	会 場 借 料				
	専門人材活用支援費				
	店 舗 等 賃 借 料				
	内装・設備・施工工事費				
	無体財産購入費				
	プロバイダー契約料・使用料				
	回 線 使 用 料				
	通 信 運 搬 費				
	広 報 費				
	イ ベ ン ト 費				
	借 料 ・ 損 料				
	備 品 費				
	消 耗 品 費				
	委 託 費				
	通 訳 料				
	翻 訳 料				
	交 通 費				
	雑 役 務 費				
	原 稿 料				
	印 刷 製 本 費				
合 計					

（注）委託費に計上するものについては、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した「委託事業内容明細書」を別紙資料として添付すること。

役員名簿

(商店街名) 該当する性別・年号を丸で囲んでください

役職名	氏名（フリガナ）	氏名（漢字）	性 別	生年月日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日
			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日

※役員全員を記載すること。

※この役員名簿により収集した個人情報については、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

番 号

補助事業者住所
補助事業者名

年 月 日 第 号で申請のあった 年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条及び福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり決定します。

年 月 日

知 事 名

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、その内容、補助事業に要する経費及び補助対象経費の配分並びに配分された経費に対応する補助金の額の区分は、
年 月 日 第 号で申請のあった 年度福岡県商店街がんばる商店街応援事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、規則第8条第1項の規定に基づく決定の取消等により、補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額が変更されたときは、別に通知するとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の額の確定は、1により配分された補助対象経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額、配分された経費に対応する補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）の合計額又は市町村補助金額と同額のいずれか低い額とする。
- 4 上記によるもののほか、規則及び要綱に従わなければならない。

（注）この様式に次のような修正を加えて通知する場合がある。

- 1 規則第4条第2項の規定に基づき申請書の記載内容に修正を加えて交付決定した場合は、上記1の「年 月 日」以下を「別紙のとおりとする。」に書き替え、様式第1号の別紙に準じた様式の別紙に交付決定の内容を記載する。
- 2 要綱第7条第2項に該当する場合は、上記4の次に「5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱に定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。」を加える。
- 3 上記の他、必要があつて条件を加えて交付決定した場合は、その条件を上記に加える。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名 署名または押印

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円

(2) 補助事業の内容
別紙1のとおり

(3) 補助事業の経費の配分
別紙2のとおり

※経費区分（ハード）の場合は別紙2-1、経費区分（ソフト）の場合は別紙2-2を添付すること。

- (注) 1 上記2は変更のあるものだけを記載すること。その場合、別紙番号は適宜繰り上げること。
- 2 補助金の額又は補助事業の経費の配分に変更のある場合は、補助事業者の変更後の収支予算書を添付すること。
- 3 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、補助金の額の下に次の算式を明記すること。
(補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額)

別紙 1

補 助 事 業 内 容 変 更 明 細 書

1 事業名

2 変更の内容

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

補助事業の経費配分変更明細書（ハード）

（単位：円）

事業名	補助事業に 要する経費		補助対象と なる経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

※設置物ごとに区分して記入すること

※見積明細書等の変更を説明する資料を添付すること

補助事業の経費配分変更明細書（ソフト）

（単位：円）

補助対象経費の区分		補助事業に 要する経費		補助対象と なる経費		補助金申請額		備 考
目	節	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
謝 金	委 員 等 謝 金							（注） 補助対象とな る経費につい ては、各々の 積算明細を備 考欄に記載又 は別紙資料と して添付する こと。
旅 費								
	委 員 等 旅 費							
	職 員 旅 費							
事 業 費								
	会 議 費							
	会 場 借 料							
	専門人材活用支援費							
	店 舗 等 賃 借 料							
	内装・設備・施工工事費							
	無体財産購入費							
	プロバイダー契約料・使用料							
	回 線 使 用 料							
	通 信 運 搬 費							
	広 報 費							
	イ ベ ン ト 費							
	借 料 ・ 損 料							
	備 品 費							
	消 耗 品 費							
	委 託 費							
	通 訳 料							
	翻 訳 料							
	交 通 費							
	雑 役 務 費							
	原 稿 料							
	印 刷 製 本 費							
合 計								

（注）委託費に計上するものについては、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した「委託事業内容明細書」を別紙 3 として添付すること。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名 署名または押印

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業の遂行状況を福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

※経費区分（ハード）の場合は別紙1、経費区分（ソフト）の場合は別紙2を添付すること。

がんばる商店街応援事業 遂行状況報告書（ハード）

月	日	事業実施の経過
		（１）各補助金の交付決定日 （２）事業の着工期日 （３）完工予定期日（ 年 月 日）

※主要な事項について記入してください。

別紙 2

がんばる商店街応援事業 遂行状況報告書（ソフト）

1 委員会等開催

	開 催 年月日	開催場所	委員会等の内容 （具体的に）	出席者数 （含む委員）	備考
委 員 会					
作業部会					

（注）委員会及び作業部会の構成する委員等の名簿を添付すること。

備考欄には、出席した委員等の氏名等を記載すること。

2 事業内容

取組区分	実施期間	事業内容（具体的に）

（注）取組区分には、商店街の地域力向上、商店街の安全確保対策、商店街の賑わい創出の別を記載のこと。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名 署名または押印

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

※経費区分（ハード）の場合は別紙1、経費区分（ソフト）の場合は別紙2を添付すること。

別紙 1

がんばる商店街応援事業 補助事業実績書（ハード）

1 補助事業の名称

2 補助事業の内容

3 目標の達成状況

4 補助事業に要した経費、補助対象経費及び負担割合

（単位：円）

総事業費	補助対象経費	負担区分			
		補助金申請額	市町村負担額	補助事業者負担額	その他

※その他の名称（ ）

5 補助金支出表

（単位：円）

事業名	補助事業に 要した経費	補助対象と なる経費	補助金申請額	備考
合 計				

6 添付資料

- （１）補助事業に係る工事契約書、領収証等の写し
- （２）写真
- （３）図面
- （４）その他実績が証明できる資料

（注）仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、７として次の算式を明記すること。

（補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額）

別紙 2

がんばる商店街応援事業 補助事業実績書（ソフト）

1 補助事業の名称

2 委員会等開催

	開 催 年月日	開催場所	委員会等の内容 （具体的に）	出席者数 （含む委員）	備考
委 員 会					
作業部会					

（注）委員会及び作業部会の構成する委員等の名簿を添付すること。

備考欄には、出席した委員等の氏名等を記載すること。

3 事業内容

取組区分	実施期間	取組内容（具体的に）

（注）取組区分には、商店街の地域力向上、商店街の安全確保対策、商店街の賑わい創出の別を記載のこと。

4 目標の達成状況

5 補助事業に要した経費、補助対象経費及び負担割合

(単位：円)

総事業費	補助対象経費	負担区分			
		補助金申請額	市町村負担額	補助事業者負担額	その他

※その他の名称（ ）

6 補助金支出表

(単位：円)

補助対象経費の区分		補助事業に 要した経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額	備 考
目	節				
謝 金	委 員 等 謝 金				(注) 補助対象となる経費 については、各々の 積算明細を備考欄に 記載又は別紙資料と して添付すること。
旅 費					
	委 員 等 旅 費				
	職 員 旅 費				
事 業 費					
	会 議 費				
	会 場 借 料				
	専門人材活用支援費				
	店 舗 等 賃 借 料				
	内装・設備・施工工事費				
	無体財産購入費				
	プロバイダー契約料・使用料				
	回 線 使 用 料				
	通 信 運 搬 費				
	広 報 費				
	イ ベ ン ト 費				
	借 料 ・ 損 料				
	備 品 費				
	消 耗 品 費				
	委 託 費				
	通 訳 料				
	翻 訳 料				
	交 通 費				
	雑 役 務 費				
	原 稿 料				
	印 刷 製 本 費				
合 計					

(注) 委託費に計上するものについては、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した「委託事業内容明細書」を別紙3として添付すること。

番 号

補助事業者住所
補助事業者名

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金に係る
額の確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定をした補助金について、年
月 日 第 号の実績報告を審査した結果、補助金の交付決定の内容及び
これに付した条件に適合すると認められるので、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県
規則第5号）第14条及び福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第14条の規定に
基づき、交付すべき補助金の額を 円に確定しましたので通知します。

年 月 日

知 事 名

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金概算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、福岡県
がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

2 請求額算定表

区 分	金 額
交 付 決 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

（注）補助事業の収支計画（資金計画）書を添付すること。（参考様式参照）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金精算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、福岡県
がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 精算払請求額 金 円

2 請求額算定表

区 分	金 額
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円

福 岡 県 知 事 殿

補 助 事 業 者 住 所
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名

年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10 パーセント相当額が仕入れに係る消費税等相当額ではない

番 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

補 助 事 業 者 住 所
名称及び代表者の氏名 署名または押印

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業により取得した財産
等を下記のとおり処分したいので、福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱第 20 条第 2
項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(参考様式)

年度福岡県がんばる商店街応援事業費補助金事業収支計画書

(日 付)

(団体名)

(単位：千円)

事 項 名		収入・支出計画				
	事 業 種 目	補助金額	1/4 半期 4－6 月	2/4 半期 7－9 月	3/4 半期 10－12 月	4/4 半期 1－3 月
収 入	福岡県がんばる商店街応援事業費 補助金					
	市町村補助金					
	自己財源					
	その他					
	計					
支 出	〇〇事業					
	計					